

令和 6（2024）年度信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）実施要領

この要領は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく「生活困窮者就労準備支援事業」及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく「被保護者就労準備支援事業」を一体的に行う信州パーソナル・サポート（就労準備支援）事業を実施するにあたって必要な事項を定める。

1 事業名 信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）

2 事業内容

- (1) 本事業の実施地域は長野県全域とし、以下の 5 つの地域に分けて実施する。
 - ① 東北部（佐久、上小、長野、北信圏域）
 - ② 諏訪（諏訪圏域）
 - ③ 中部（木曾、松本、大北圏域）
 - ④ 上伊那（上伊那圏域）
 - ⑤ 下伊那（飯伊圏域）
- (2) 本事業は、事業の趣旨を理解し、地域ごとに事業を適切に実施することを期待できる法人各 1 者に事業を委託して行うこととする。
- (3) 本事業の基本的な内容は、別途定める「令和 6（2024）年度信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）業務委託仕様書」のとおりとし、詳細については委託契約締結後に受託事業者と協議し、決定する。

3 実施期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までとする。

4 委託先の決定

- (1) 公募型プロポーザル方式により 5 地域ごとに事業者を決定する。

【プロポーザル方式】とする理由

 - ① 就労前段階の訓練のノウハウや地域の社会資源等に精通する事業者を広く求めるため。
 - ② 効果的かつ効率的な事業の実施方法等について、具体的な提案を求めるため。
 - ③ 客観的な評価基準をもとに、公正な審査を行い、選定プロセスの透明性を確保するため。

【公募型】とする理由

プロポーザル方式の成果を十分に得るためには、公募により専門的ノウハウを有する者に広く参画の機会を与え、提案を求めるのが適切である。
- (2) 公募型プロポーザルの実施
別に信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）業務受託候補事業者募集のための公告を定め、県のHP等で募集を告知する。
- (3) 委託候補者選定審査会の設置
専門的かつ幅広い意見を聞き、プロポーザルについて公正な評価をすることを目的に、「信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）業務委託候補者選定審査会」を設置し、提出書類及びプレゼンテーションによる事業提案の評価並びに事業委託候補者の選定を行う。
審査委員会の構成及び審査方法は別に「信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）業務委託候補者選定審査会設置要領」に定める。